

福祉生活病院常任委員会資料

(平成25年1月21日)

【 件 名 】

- 1 「年末の総合相談窓口」の結果について
(福祉保健課) …… 1
- 2 既存住宅を活用した「グループホーム等」の取り扱いについて
(障がい福祉課) …… 2
- 3 障害者虐待防止法の施行後の状況について
(障がい福祉課) …… 3
- 4 「みんなでやらいや！鳥取型支え愛のまちづくり」実践のための提言集の発行について
(長寿社会課) …… 4
- 5 鳥取県中部保健医療圏の産科・小児科医療体制検討会について
(医療政策課) …… 6
- 6 任意調査を行った中部の医療法人について
(医療政策課) …… 8
- 7 災害時の災害医療コーディネーターの委嘱について
(医療政策課) …… 11
- 8 看護師養成の抜本的拡充に向けての検討会について
(医療政策課) …… 13
- 9 鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例の制定について
(医療指導課) …… 15
- 10 次期「鳥取県市町村国民健康保険広域化等支援方針」の策定について
(医療指導課) …… 17
- 11 「鳥取県青少年健全育成条例」の一部改正に伴うパブリックコメントの結果について
(青少年・家庭課) …… 19

福祉保健部

「年末の総合相談窓口」の結果について

平成 25 年 1 月 21 日
 福 祉 保 健 課
 暮らしの安心局住宅政策課
 雇用人材総室労働政策室
 経済通商総室経営支援室

県内産業の厳しい雇用情勢等を踏まえ、離職される方、求職中の方、生活に困窮している方、資金繰りでお悩みの中小企業の方などを対象に、行政機関等が業務を停止している年末に総合相談窓口を開設しました。その結果は、次のとおりです。

1 日時

12月29日(土)・30日(日) 8:30~17:15

2 場所

県内3か所(県庁、中部総合事務所、西部総合事務所)

3 結果

- ・相談件数は延べ 19 件。(相談者 14 人) ※前年度は延べ42件(相談者29人)
- ・うち三洋CEBUに関連するもの 0 件、日立金属に関連するもの 1 件。
- ・通常の相談以外に、「離職者に〇〇の資格者がいれば求めたい」という人材探しの相談もあった。

<主な相談内容>

- ・近く(来年3月)退職予定だが、求人倍率が0.6と低く、再就職が心配。
 対応:ミドル・シニア仕事ぶらざと市に求職登録することを勧めた。
- ・倒産により現在の住まい(会社の寮)から退去せざるを得ない。公営住宅はなんとかならないか。
 対応:特別に入居を認める場合に該当すると判断し、1月4日に入居できるようにした。
- ・自営業だが現在療養のため休業中。生活が苦しいので、生活福祉資金の内容を教えてください。
 対応:制度を説明し、居住地の社会福祉協議会に相談していただくよう伝えた。
- ・アパート経営をしているが、空室が多く赤字のため、金融債務の返済が厳しくなっている。借換え資金を借りたい。
 対応:(相談当日に相談を受け付けている)商工会議所の相談窓口を案内した。

【相談内容別相談件数】相談者14人

会場	職業	生活福祉資金等	生活保護	住宅	制度融資	その他	計	うち	
								三洋CEBU	日立金属
県庁	3件	1件	2件	2件	0件	1件	9件	0件	1件
中部総合事務所	0件	1件	1件	0件	0件	0件	2件	0件	0件
西部総合事務所	0件	2件	0件	4件	2件	0件	8件	0件	0件
計	3件	4件	3件	6件	2件	1件	19件	0件	1件

既存住宅を活用した「グループホーム等」の取り扱いについて

平成 25 年 1 月 21 日
障がい福祉課
くらしの安心局住宅政策課

既存の住宅を障がい者のグループホーム・ケアホーム(以下「グループホーム等」という。)として活用する場合における建築基準法上の取扱いについて、実態調査を踏まえ、関係機関で協議した結果、一定の要件を満たす場合「住宅」として取り扱う方針で合意したので、開設者、特定行政庁等にこの取り扱いを周知する。

1 実態調査の結果

(1) グループホームの状況

- ・ 県は障害者自立支援法に基づくグループホーム等として 143 件を指定済み。(H25.1.1 現在)
- ・ 建築基準法上、全体の 8 割以上を県以外の特定行政庁(鳥取市、米子市、倉吉市)が所管。
- ・ 多くが既存住宅などをそのまま転用しており、建築基準法上の防火・避難規定の適合性について確認されていない。

(2) 立ち入り調査の概要

- ・ 立ち入り調査件数：55 件(全体の 38.5%)
- ・ 建築基準法上「寄宿舍」として見た場合、9 割を超えるグループホーム等が基準を満足していない。
- ・ 一部のグループホーム等は、「寄宿舍」として建設または改修済み。
- ・ 「寄宿舍」の基準に適合するためには、多くが防火間仕切り壁や非常用照明の設置等の大規模な改修が必要。

2 関係機関による協議の結果

福祉・建築・消防等の関係機関においてグループホーム等に関する情報を共有し、障がい者が暮らす施設の特長性を踏まえ、単なる取扱いの変更ではなく利用者の暮らしと安全性確保(防火安全性・建物の安全性・管理運営)の両立を前提として今後の取り扱いについて協議、検討。

〈関係機関〉福祉：福祉保健部(障がい福祉課)、各福祉保健局

建築：生活環境部(住宅政策課)、各生活環境局、鳥取市・米子市・倉吉市・境港市

消防：消防防災課、各消防局

(1) 建築基準法上の取扱い方針

既存の住宅を障がい者のグループホーム等へ転用する場合、次に掲げる要件を全て満たす場合は建築基準法上「住宅」として取り扱い、満たさない場合は「寄宿舍」として取り扱う。

〈要件〉

- 1 建築基準法上適法(既存不適格も含む)の「住宅」と同等であること。
- 2 階数が 2 以下であること。(地階を有しないこと)
- 3 延べ面積が 200㎡未満であること。
- 4 構造耐力の低下を招く恐れのないものであること。
- 5 全室で火気の使用がないこと。
- 6 入居者が建築物内の各居室から敷地外に安全に避難できる経路が確保されていること。
- 7 定員が 7 名以下であること。
- 8 既存の浄化槽がある場合、定員が処理対象人員を超えないこと。

(2) 取扱いによる影響(立入調査の結果による推計)

- ・ 規模要件(2階、200㎡未満)：9割弱が満足
- ・ 火気使用：8割弱が満足
- ・ 定員：全ての施設で満足

3 今後の対応

(1) 特定行政庁が 2 (1) の要件による審査を行う。

(2) 要件を満たす場合、福祉部局が新規指定又は指定継続する。

障害者虐待防止法の施行後の状況について

平成25年1月21日
障がい福祉課

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）が平成24年10月1日に施行され、これにより市町村には「障がい者虐待防止センター」、県には「障がい者権利擁護センター」を設け、障がい者虐待防止の相談支援等を行っています。

法施行後、3か月（平成24年12月末）の相談・通報の件数は次のとおりです。

1 相談・通報件数

	養護者虐待		障害者福祉施設従業者等虐待		使用者虐待		計	うち虐待判断件数
		うち虐待判断件数		うち虐待判断件数		うち虐待判断件数		
市町村窓口	9	2	7	1	2	1	18	4
県窓口	2	0	4	0	2	0	8	0
計	11	2	11	1	4	1	26	4

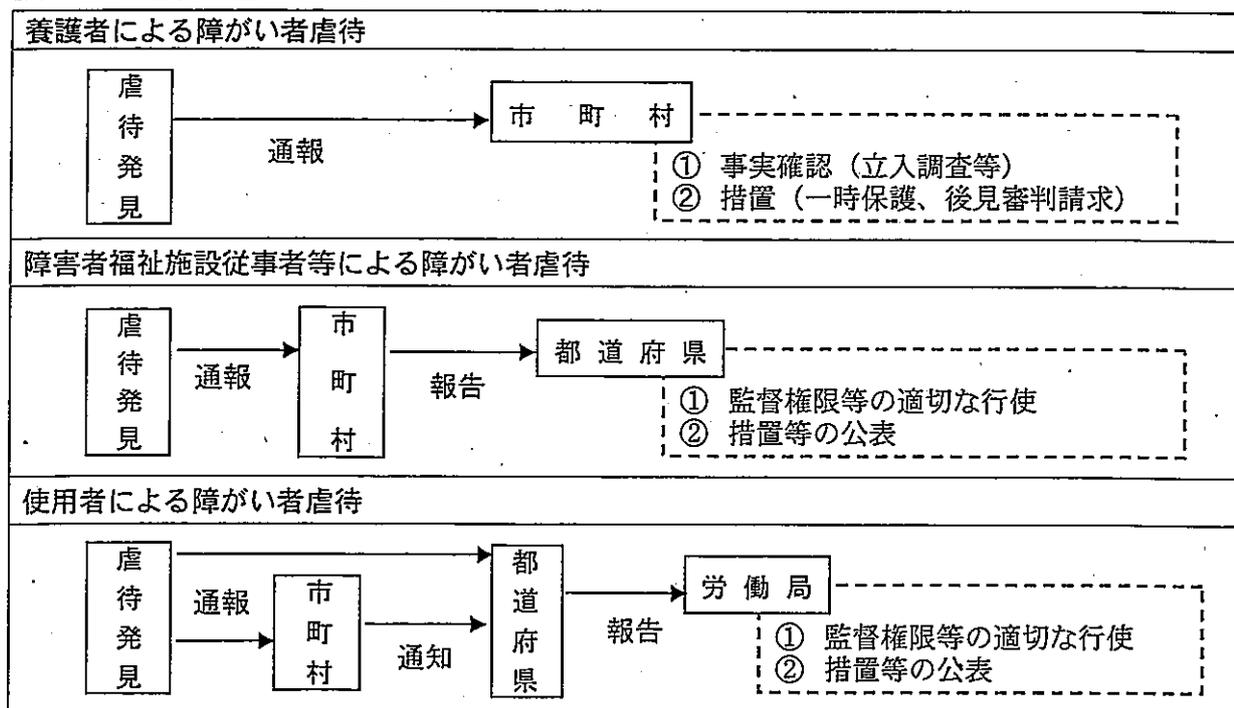
2 虐待が疑われると判断した障がい者の状況

- (1) [種類] 心理的虐待：2件、性的虐待2件
- (2) [性別・年齢] 女性：4件、20代：1名、30代：1名、40代：1名、60代：1名
- (3) ①養護者虐待2件のうち、1件は福祉サービス支援に繋げ安定、もう1件は関係者による継続見守りを実施中。②障害者福祉施設従業者等虐待は、研修の実施や意識の向上策を講じるよう指導し、定期的にモニタリングを実施予定。③使用者虐待は、関係機関が事実確認等実施中。

3 課題

- (1) 窓口担当職員には通報後、的確な対応が求められているが、知識・経験の不足による基本的流れの確認を県に行うなどの例もあり、窓口職員の資質向上のための研修が必要
- (2) 障害者福祉施設・事業所等への事実確認の際、管理者及び従業者の虐待や権利擁護に対する理解不足が見られるので、意識の向上や未然の防止に向けた研修等が必要

【障がい者虐待防止等のスキーム】



「みんなでやらいや！鳥取型支え愛のまちづくり」 実践のための提言集の発行について

平成25年1月21日
福祉保健部長寿社会課

1 提言集の趣旨

支え愛のまちづくりは、行政のみならず県民の主体的な参加が不可欠であり、提言集はその道標としてお示しするもので、今後、ひとりでも多くの県民にまちづくりの当事者として実践していただけるよう、活用していく。

2 提言集の特徴とポイント

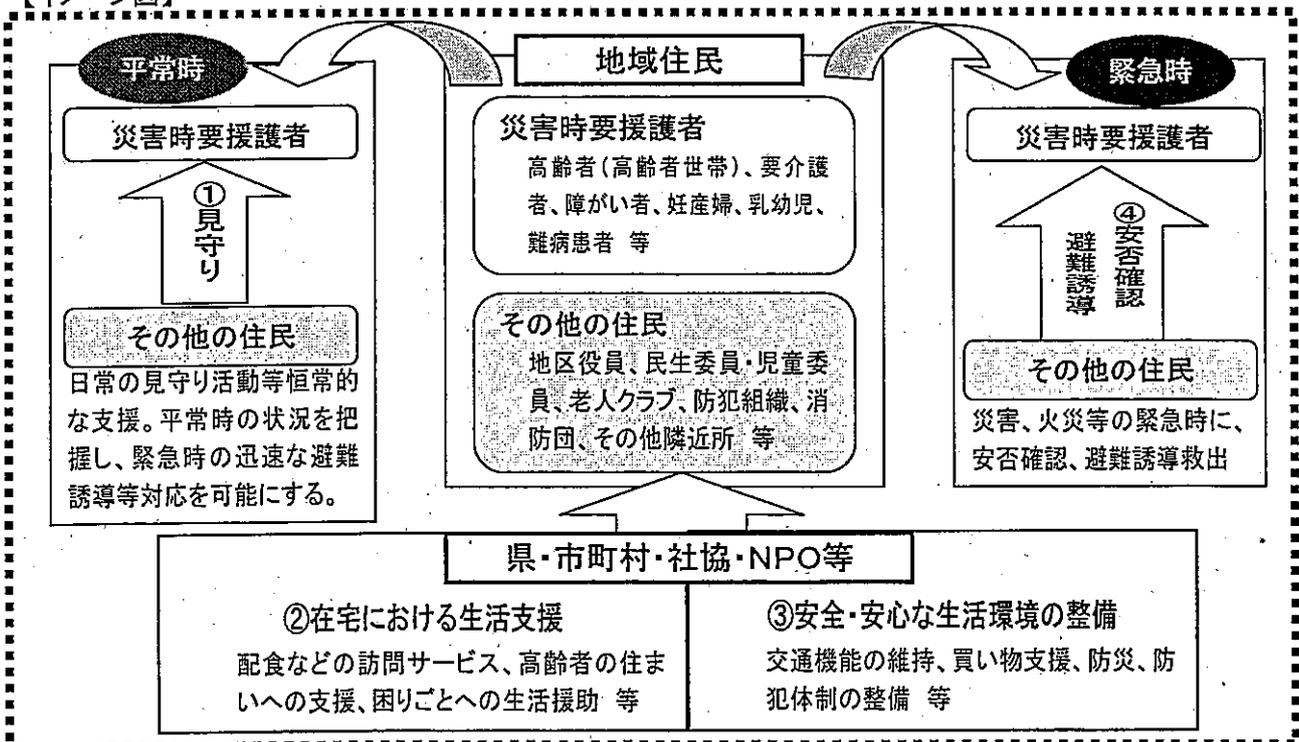
- 策定にあたっては、地域福祉の現場の意見や県民の要望を反映させるため、支え愛のまちづくり推進プロジェクトチームにおいて、地域福祉を担っている方や学識経験者等のご意見を伺うとともに、市町村や関係団体との意見交換を実施。
- 一人でも多くの県民のみなさんに「自分がもし支援を必要とする状態になったら」ということを考えていただき、「そうなったとしても、安心して暮らしていける地域を、今のうちから住民自身の方で創っていこう！」という気になり、取組の道標としていただくために、具体の施策や県内で実施されている取組事例を掲載。

3 基本目標

住民誰もが住み慣れた地域で、地域のつながりやふれあいの中、安全・安心に生活が続けられるまちづくり

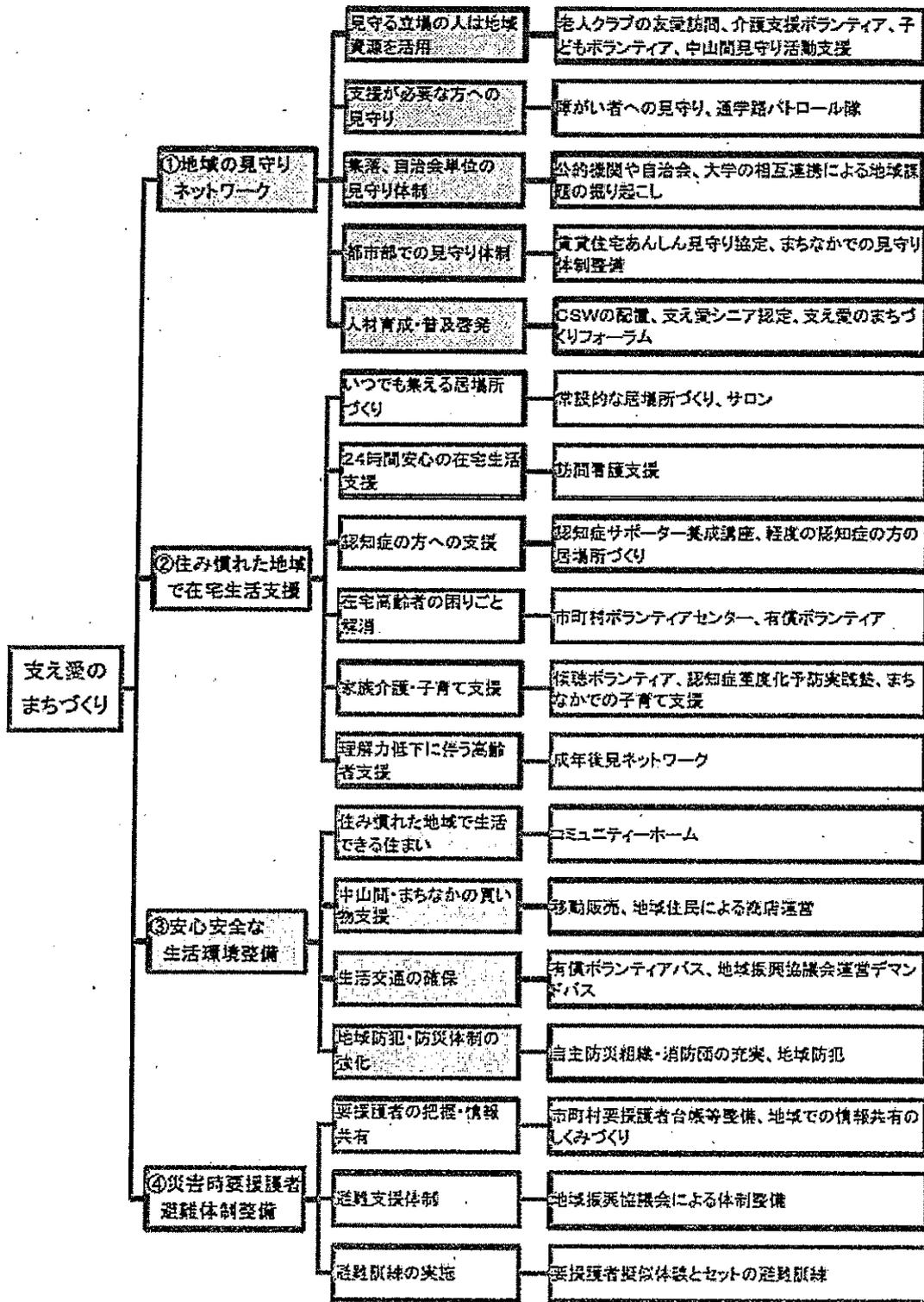
- ①援護が必要な方への「見守り」の体制
- ②援護が必要な方への「在宅生活支援」
- ③住民誰もが「安全・安心」に暮らせる環境の整備
- ④援護が必要な方が「災害時に速やかに避難」できる体制 ※「」はキーワード

【イメージ図】



4 支え愛のまちづくりの体系と主な取組内容

支え愛のまちづくりに向けた提言一覧(体系図)



5 策定経過

平成23年に支え愛のまちづくり推進プロジェクトチームを設置し、平成23年9月～平成24年12月の間5回にわたって検討。この間、市町村・関係団体等との意見交換及びパブリックコメント（平成24年12月25日～平成25年1月15日）を実施。※パブコメの応募状況：1月7日現在1件

6 普及

ホームページに掲載するとともに県内市町村、関係機関等に通知。研修・出前説明会等にて周知。

鳥取県中部保健医療圏の産科・小児科医療体制検討会について

平成25年1月21日
健康医療局医療政策課

鳥取県中部保健医療圏の産科・小児科医療体制検討会の第3回会議を1月11日に開催しましたので、その概要を報告します。(検討会の開催は、ひとまず今回で終了)

【第3回検討会の概要】

第1～2回検討会での現状・課題の議論を踏まえ、中部の産科・小児科医療体制の維持・充実策について、次のような取りまとめを行った。

(主な対応策)

- ・厚生病院産科・小児科医師の鳥取大学からの新たな応援とそれに対する支援
 - 早期実現に向けて継続検討
- ・奨学金の制度変更等による鳥取大学の産科・小児科への入局者の増加
 - 制度創設に向けて検討
- ・診療所助産師の待遇改善の支援等による診療所の助産師確保
 - 呼出待機（オンコール）手当について、制度創設に向けて検討
- ・県立倉吉総合看護専門学校助産学科の入学者選抜方法の工夫による県内入学者の増加
 - 県内推薦枠（現在6名）の拡大について、検討
- ・小児科診療所等の時間外問合せ対応等による厚生病院の小児科医の負担軽減
 - 小児科診療所での時間外電話対応のさらなる充実
- ・乳幼児健診の実施方法の工夫等による小児科医の負担軽減
 - 健診の集約化、健診対象者の見直しを市町で検討

【参考】

1 委員構成

団体名	委員名（団体での役職等）	勤務先等
鳥取県中部医師会	池田 宣之（会長）	池田整形外科医院（倉吉市）
鳥取県中部医師会	井奥 研爾（産婦人科医代表）	打吹公園クリニック（倉吉市）
鳥取県中部医師会	明島 亮二（産婦人科医代表）	あけしまレディースクリニック（倉吉市）
鳥取県中部医師会	松田 隆（小児科医代表）	まつだ小児科医院（倉吉市）
鳥取県中部医師会	吉水 信明（内科医代表）	吉水医院（三朝町）
鳥取県看護協会	古磯 祥子（助産師職能委員長）	県立厚生病院
鳥取大学医学部	原田 省（女性診療科教授）	
鳥取大学医学部	神崎 晋（小児科教授）	
県立厚生病院	前田 迪郎（院長）	
県立厚生病院	大野原良昌（産婦人科部長）	
県立厚生病院	奈良井 榮（小児科部長）	
子育てサークル遊友	植田 伸子（代表）	
倉吉市	竹中 啓子（倉吉市保健センター所長補佐）	
計	13名	

2 検討会の事務局

中部総合事務所福祉保健局健康支援課

3 検討会の開催状況

- | | | |
|-----|----------------|--------------|
| 第1回 | 平成24年11月13日（火） | 午後7時～午後8時30分 |
| 第2回 | 平成24年12月11日（火） | 午後7時～午後8時30分 |
| 第3回 | 平成25年1月11日（金） | 午後7時～午後8時30分 |

4 参考

【第1回検討会の概要】

中部の産科・小児科の現状・課題等について、意見交換が行われた。

(主な意見)

- ・厚生病院は産科・小児科の医師が不足
- ・鳥大の入局者が増加しない中においては、産科医師、小児科医師共に確保困難
→特定診療科への入局を誘導する仕組みが必要
- ・中部の産科診療所は助産師確保が課題→助産師の県内定着を増やす仕組みが必要
- ・小児科の救急対応の負担軽減が課題
- ・乳幼児検診、予防接種に対応する小児科医師の確保が課題→対応策を引き続き検討

【第2回検討会の概要】

前回の検討会での現状・課題の議論を踏まえ次のような対策について意見交換が行われ、次回検討会に向け関係機関でさらに検討を行うこととした。

- ・厚生病院産科医師の大学からの新たな応援とそれに対する支援
- ・奨学金の制度変更等による鳥大産科・小児科への入局者の増加
- ・診療所助産師の待遇改善の支援等による診療所の助産師確保
- ・県立倉吉総合看護専門学校助産学科の入学者選抜方法の工夫による県内入学者の増加
- ・小児科診療所等の時間外問合せ対応等による厚生病院の小児科医の負担軽減
- ・乳幼児健診の実施方法の工夫等による小児科医の負担軽減

任意調査を行った中部の医療法人について

平成25年1月21日
医療政策課

平成24年12月14日開催の福祉生活病院常任委員会で県が任意調査を行った中部の医療法人について、更なる確認が必要との御指摘を受け、再度任意調査を行った概要は以下のとおりです。

<これまでの任意調査の経過>

- 1 対象 中部の医療法人
- 2 経過 県民からの指摘
 指摘(要旨)
 アイウ 医療法人が所有する住宅に第三者が居住している。
 医療法人の建物を業務目的以外に使用している。
 医療法人が理事長宅を建設している。
- 3 任意調査 ア～ウの状況の疑念があると指摘を受けて、平成24年8月～11月にかけて調査と指導を実施

(これまでの調査結果の概要等)

医療法上の疑義	調査事項	任意調査結果	県の指導等
ア及びイ 医療法人の業務に係る用途以外の建物利用 (医療法第42条)	医療法人が所有する住宅への第三者の居住状況	職員住宅用の施設であったが、第三者が居住	是正指導を行い、改善(理事長個人へ平成24年9月に売却されたことを確認済)
	建物の使用目的及び使用状況	研修会議用の建物とのことをあり、施設利用簿と閲覧したところ、目的外に使用している記載は見受けられない	医療法人が自主的に理事長個人へ売却(理事長個人へ平成24年9月に売却されたことを確認済)
ウ 医療法人の役員への剰余金の配当に類似する行為 (医療法第54条)	医療法人が理事長宅を建設	理事長宅部分の建設資金は理事長個人が負担	外部から疑念を抱かれないうように、医療法人と理事長個人の所有部分を登記を整理するように指導、改善(登記が平成24年9月に整理されたことを確認済)

<再度の任意調査の概要>

- 1 調査日 平成24年12月21日(金)
- 2 調査目的 ウについて、理事長個人宅部分は理事長個人が建設資金を負担していることの確認
- 3 確認内容
 理事長が理事長宅部分の建設資金を負担している(支払っている)ことを以下のとおり確認した。
 - ・建物が完成しないと総費用が確定しないため、医療法人が先に建物の建設資金をすべて建設業者へ支払い、総費用が確定した後に理事長宅部分の建設資金と医療法人部分の建設資金に分けて、理事長宅部分の建設資金は理事長個人への貸付けとして長期貸付金に計上してあった。医療法人が建物の建設資金を建設業者へ支払っていることは、振込依頼書で確認した。
 - ・理事長は、上記の理事長個人への貸付けと計上された理事長宅部分の建設資金について、翌年度以降に医療法人へ支払って、完済している。このことは、医療法人の経理の帳票及び医療法人の通帳で確認した。

<医療法抜粋>

第四十二条 医療法人は、その開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（当該医療法人が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者として管理する公の施設である病院、診療所又は介護老人保健施設（以下「指定管理者として管理する病院等」という。）を含む。）の業務に支障のない限り、定款又は寄附行為の定めるところにより、次に掲げる業務の全部又は一部を行うことができる。

一 医療関係者の養成又は再教育
二 医学又は歯学に関する研究所の設置
三 第三十九条第一項に規定する診療所以外の診療所の開設
四 疾病予防のために有酸素運動（継続的に酸素を摂取して全身持久力に関する生理機能の維持又は回復のために行う身体の運動をいう。次号において同じ。）を行わせる施設であつて、診療所に附置され、かつ、その職員、設備及び運営方法が厚生労働大臣の定める基準に適合するものの設置
五 疾病予防のために温泉を利用させる施設であつて、有酸素運動を行う場所を有し、かつ、その職員、設備及び運営方法が厚生労働大臣の定める基準に適合するものの設置
六 前各号に掲げるもののほか、保健衛生に関する業務
七 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条第二項及び第三項に掲げる事業のうち厚生労働大臣が定めるものの実施
八 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十九条第一項に規定する有料老人ホームの設置

第五十四条 医療法人は、剰余金の配当をしてはならない。

第六十三条 都道府県知事は、医療法人の業務若しくは会計が法令、法令に基づく都道府県知事の処分、定款若しくは寄附行為に違反している疑いがあり、又はその運営が著しく適正を欠く疑いがあるとき、当該医療法人に対し、その業務若しくは会計の状況に関し報告を求め、又は当該職員に、その事務所に入り、業務若しくは会計の状況を検査させることができる。

2 第六条の八第三項及び第四項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第六十四条 都道府県知事は、医療法人の業務若しくは会計が法令、法令に基づく都道府県知事の処分、定款若しくは寄附行為に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該医療法人に対し、期限を定めて、必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

2 医療法人が前項の命令に従わないときは、都道府県知事は、当該医療法人に対し、期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は役員を解任を勧告することができる。

3 都道府県知事は、前項の規定により、業務の停止を命じ、又は役員を解任を勧告するに当たっては、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならない。

○医療法人制度の改正及び都道府県医療審議会について（抜粋）
（昭和61年6月26日健政発第410号）

医療法第63条又は医療法第64条に規定する「運営が著しく適正を欠く」場合とは、附帯業務に多額の投資を行つて法人の経営状態が悪化する等法人の附帯業務の継続が法人本来の業務である病院、診療所又は介護老人保健施設の経営の悪化を招いていると認められる場合等をいうものであること。

災害時の災害医療コーディネーターの委嘱について

平成25年1月21日
健康医療局医療政策課

県内の災害発生時に、被災地の医療救護活動を迅速に行うため、医療救護班等の派遣及び受入や被災地への配置調整等のコーディネート機能を担う組織を迅速に設置できるよう、鳥取県災害医療コーディネーター及び鳥取県地域災害医療コーディネーターの委嘱を行いました。

1 鳥取県災害医療コーディネーター及び鳥取県地域災害医療コーディネーター委嘱状交付式

- (1) 日時 平成24年12月26日(水) 午後1時から午後1時30分まで
- (2) 場所 鳥取県庁 第4応接室
- (3) 委嘱状交付者 県災害医療コーディネーター 7名
地域災害医療コーディネーター 15名

2 コーディネーターの役割

○ 県災害医療コーディネーター

(県の医療現況に精通し、県内外の関係機関との調整等を円滑に行うことができる者)

- ・医療救護班等の派遣及び受入調整を行う。
- ・派遣元の医療関係団体に医療救護班等の派遣要請、派遣申出の受け入れ等のコーディネート機能を担う。

<構成関係機関>

鳥取県医師会、鳥取県歯科医師会、鳥取県薬剤師会、鳥取県看護協会
日本赤十字社鳥取県支部、基幹災害拠点病院(県立中央病院)、県(健康医療局長)

○ 地域災害医療コーディネーター

(地域の医療事情に精通し、関係機関との調整等を円滑に行うことができる者)

- ・地域における病院、避難所等への医療救護班等の派遣調整を行う。
- ・各地域において、定例的な会議を開催し、被災状況や医療機関及び避難所等の状況、医療ニーズを把握し、医療救護班等の配置調整や医療資機材等の調達等のコーディネートを行う。

<構成関係機関>

鳥取県東部・中部・西部医師会、鳥取県東部・中部・西部歯科医師会
鳥取県薬剤師会東部・中部・西部支部、県(保健所長)
地域災害拠点病院(鳥取赤十字病院、県立厚生病院、鳥取大学医学部附属病院)

3 参考(災害医療コーディネート体制構築の経緯)

○ 東日本大震災の教訓などを踏まえ、厚生労働省では、災害医療等のあり方に関する検討会を開催し、災害時に備えた都道府県が行う整備方針について報告がされた。

[厚生労働省検討会のコーディネート体制に関する報告内容]

①中長期における医療提供体制の整備

- ・DMATからの引継や被災地域での医療救護班等の受入体制が十分でなく、派遣調整組織の立ち上げに時間を要した事例があった。
- ・日本医師会等各種関係団体からの派遣と受入医療機関等のコーディネート機能を担う、対策本部内の組織を迅速に設置できるよう事前の計画策定が必要。
- ・保健所管轄区域等で、行政担当者と地域の医師会や災害拠点病院等の医療関係者等が定期的に情報交換する場を迅速に設置できるよう事前の計画策定が必要。
- ・避難所等での医療ニーズを分析・把握し、コーディネート機能を十分に発揮できる体制が求められる。

○ この報告を基に、県の災害時の医療救護体制について主な災害医療関係機関からなるワーキンググループを立ち上げ、県の災害時の医療提供体制の見直しと、これに伴う関係機関の役割と連携について検討を行い、県地域防災計画(医療救助計画)の下に「鳥取県災害医療活動指針」を作成した。

○ この中で、災害時の災害派遣医療チーム(DMAT)の活動期を引継ぎ、医療救護班等の派遣調整等を行う体制をものとして、医療救護対策本部(県庁内)に「県災害医療コーディネーター」及び医療救護対策支部(福祉保健局内)に「地域災害医療コーディネーター」の設置を計画し、医療救護活動を円滑に行うための調整機能が十分に発揮できる体制の構築を図ったもの。

鳥取県災害医療コーディネーター委嘱状交付者名簿

平成24年12月26日

所 属	職 名	氏 名	備 考
社団法人鳥取県医師会	常任理事	し 清 みず まさ と 水 正 人	
一般社団法人 鳥取県歯科医師会	専務理事	の 野 さか もも き 坂 百 樹	
一般社団法人 鳥取県薬剤師会	専務理事	とく 徳 よし こう じ 吉 公 司	
社団法人鳥取県看護協会	事務局長	ふじ 藤 い とも お 井 知 郎	
日本赤十字社鳥取県支部 事業推進課	救護・講習係長	ふな 船 こし ひさ のり 越 久 登	
鳥取県立中央病院	救急科部長兼 救命救急センター長	おか 岡 だ み の る 田 稔	基幹災害拠点 病院
鳥取県福祉保健部 健康医療局	局長	ふじ 藤 い ひ で き 井 秀 樹	調整役

鳥取県地域災害医療コーディネーター委嘱状交付者名簿

平成24年12月26日

所 属	職 名	氏 名	備 考
-----	-----	-----	-----

<東部医療圏>

社団法人 鳥取県東部医師会	副会長	もり ひで とし 森 英 俊	
一般社団法人 鳥取県東部歯科医師会	専務理事	いけ だ み お 池 田 実 央	
一般社団法人 鳥取県薬剤師会	副会長兼 東部支部長	なか の あつし 中 野 厚	
鳥取赤十字病院	医療社会事業部長 兼外科副部長	やま しろ ゆたか 山 代 豊	災害拠点病院
東部総合事務所 福祉保健局	副局長	なが い だい 長 井 大	保健所長 調整役

<中部医療圏>

社団法人 鳥取県中部医師会	理事	やま もと とし お 山 本 敏 雄	
一般社団法人 鳥取県中部歯科医師会	専務理事	いし がめ ひろ みち 石 亀 裕 通	
一般社団法人 鳥取県薬剤師会	副会長兼 中部支部長	はら り いち ろう 原 利 一 郎	
鳥取県立厚生病院	管財課長	やま なか けん ろう 山 中 憲 良	災害拠点病院
中部総合事務所 福祉保健局	副局長	よし だ りょう へい 吉 田 良 平	保健所長 調整役

<西部医療圏>

公益社団法人 鳥取県西部医師会	参与	おも だに ひろ き 面 谷 博 紀	
一般社団法人 鳥取県西部歯科医師会	専務理事	わたな べ たか お 渡 部 隆 夫	
一般社団法人 鳥取県薬剤師会	副会長兼 西部支部長	みやこ だ おさ ふみ 都 田 修 史	
鳥取大学医学部附属病院	薬剤主任	わく しま はん の すけ 涌 嶋 伴 之 助	災害拠点病院
西部総合事務所 福祉保健局	副局長	おお しろ よう こ 大 城 陽 子	保健所長 調整役

看護師養成の抜本的拡充に向けての検討会について

平成25年1月21日

健康医療局医療政策課

「看護師養成の抜本的拡充に向けての検討会」第2回会議を1月8日(火)に開催しましたので、その概要を報告します。

【第2回検討会の概要】

第1回に引き続き、看護師不足の現状、看護師養成所の課題等について意見交換が行われ、次回は新たな養成施設の取り組み状況について鳥取短期大学及び鳥取市から説明を伺う予定。

〈主な意見〉

○看護師不足

- ・高齢化が進行しており、介護保険事業所はこれから増加していく。介護施設、訪問看護ステーションなどの看護師の需要も増える。
- ・患者のニーズや、医療安全に対応するために夜勤者数を増やしたり、勤務体制を充実するなど、看護職のニーズはもっと増えていく。

○看護師養成所の課題

- ・80人定員の場合は80人×4年間=320人の実習のローテーションを組まなければならない。大変なことである。
- ・実習先において患者の安全確保と学生の安心できる教育環境を整えることができるか検討が必要。
- ・患者の安全を守るため、専任の実習指導者を配置したいが、看護師数に余裕がないため、困難。
- ・実習施設もマンパワーや経済的にも負担が増える。
- ・卒業時、140項目の技術修得が必要。それをクリアできるようしっかり教育して、卒業していただかなければ新人の離職につながる。
- ・中部地区では、中部地区内にどれだけ実習のキャパシティがあるか一同に会して話し合う場を持ちたい。
- ・既設校の実習が圧迫されるようでは困る。
- ・教員の確保については、既設校からの引き抜きは困る。

【参 考】

1 検討会の設置の目的

看護師不足の中、県東部において看護師養成の専門学校、中部において看護大学の新設の動きがあることから、これらを実現するための支援策等、看護師養成の抜本的拡充について検討する。

2 検討内容

- (1) 看護師養成の現状と課題
- (2) 今後必要な看護師（看護師数、看護師像）
- (3) 養成の拡充方策に係る課題と対応
- (4) その他、看護師養成拡充に関し必要な事項

3 委員 (19名)

区分	所 属	職 名	氏 名	備 考
医療関係団体	鳥取県医師会	県医師会長	岡本公男	
	鳥取県病院協会	協会長	野島丈夫	野島病院総院長
	鳥取県病院協会東部支部	支部長	福島 明	鳥取赤十字病院院長
	鳥取県看護協会	会長	虎井佐恵子	
病院	清水病院	副院長	萬場貴美子	
	鳥取市立病院	看護部長	竹内いずみ	
福祉施設	鳥取県老人保健施設協会	副会長	田中 彰	医療法人賛幸会理事長 (介護老人保健施設はまゆう)
	鳥取県老人福祉施設協議会	会長	土井政史	特別養護老人ホーム 博愛苑施設長
看護師養成校	鳥取大学医学部	保健学科長	広岡保明	
	鳥取看護専門学校	校長	日野理彦	県立中央病院院長
	倉吉総合看護専門学校	教務部長	會見加代子	
	倉吉看護高等専修学校	設置者代表	池田宣之	中部医師会長
教育関係	県教育委員会事務局	参事監兼 高等学校課長	山根孝正	
地元自治体	鳥取市	副市長	深澤義彦	
	倉吉市	副市長	尾坂英己	
地域住民代表	鳥取県PTA協議会	副会長	増田裕子	倉吉市中学校PTA連合会
	鳥取県連合婦人会	会長	田中朝子	
	鳥取県中小企業団体中央会	会長	常田禮孝	
	倉吉商工会議所	会頭	倉都祥行	

4 検討会の開催スケジュール

	第1回	第2回	第3回	第4回～
時 期	H24年11月6日 16:30～18:00	H25年1月8日 16:00～17:40	H25年2月～3月	H25年3月～
検討内容	○看護師養成の現状と課題 ・各養成校等の現状、課題、対応 ○県内の看護職員の需給状況と将来見通しについて		○新たな看護師養成所設置の取組状況について ※・鳥取市からの説明 ・鳥取短期大学からの説明 ○養成所の拡充方策に関する課題について ○看護師養成の拡充に関する支援策等の検討	

※市・短大、それぞれの検討状況の進捗に応じて実施

鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例の制定について

平成25年1月21日
医療指導課

1月11日から24日までの期間で鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例制定について、下記の内容でパブリックコメントを実施中

1. 1月16日時点での中間報告

(1) 周知方法

条例案の概要をホームページで公開するとともに、県庁県民課、各総合事務所県民局、県立図書館、市町村役場窓口で概要チラシを配架した。また、報道機関への資料提供、関係団体へ概要チラシを郵送した。

(2) 応募件数

郵便	ファクシミリ	電子メール	計
	4	1	5

(3) 主な意見の内容

- ・ よい改正案と思います
- ・ 鳥取県に絶対入ってこないようあらゆる対策をお願いしたいので、薬物の濫用の防止に関する条例(案)に賛成します。
- ・ 早期成立、早期施行を切望します。
- ・ 一日も早く条例の制定を希望します。
- ・ 脱法ハーブ等の薬物が県内で広がる前に条例等で薬物乱用防止をすることはとてもよいことだと思います。

2. 24年12月14日常任委員会報告した条例案からの変更点及び変更理由

(1) 変更点

下記「鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例(案)の概要2. 条例案の概要(5) 薬物濫用防止のための規制」を追加

(2) 変更理由

24年12月27日開催された第28回関西広域連合委員会において本県から次の提案を行いその結果、関西広域連合が共同で薬物濫用対策に取り組む方向性が打ち出されたため。

【提案内容】

- ① 単独では薬物の指定や指定した薬物の検査等に必要な情報を集めることが困難
- ② 先行して条例を制定した大阪府・徳島県・和歌山県を中心として指定・検査に必要な情報を関西広域連合で共有できないか。
- ③ 広域での対応が必要であり、関西広域連合で条例を規定することが考えられないか。

【決定事項】

- ① 関西広域連合として薬物の指定等の情報共有を進めることとなった。
- ② 今後、大阪府が広域医療担当である徳島県に条例の内容等について説明を行い、関西広域連合として情報共有等を進めることとなった。

(3) 参考 広域連合薬物濫用対策等第1回打合会が1月18日(金)に開催されたところ。

記

鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例(案)の概要

1. 条例制定の背景

- ① 全国で都市部を中心にいわゆる脱法ハーブ等の薬物使用者の健康被害(興奮、幻覚、呼吸困難等)が発生し、死亡事例も生じている。また、その使用者が自動車を運転したことによる交

通死亡事故等も発生している。これらは、平成23年秋以降その件数が急増し社会問題となっている。

- ② 今後脱法ハーブ等の製品が都市部から地方に流れてくることも予想されるため、県内での使用が広がる前に薬物の濫用の防止に関する条例を設定する。

2. 条例案の概要

(1) 条例の目的

- 薬物の摂取による被害の発生を未然に防止し、県民生活の安全及び平穩の確保を図り、安心して暮らすことができる地域社会を維持することを目的とする。

(2) 薬物の定義

- 各法律で販売等が禁止されている大麻、覚せい剤、麻薬、向精神薬、あへん、トルエン、大臣指定薬物等以外にもこれらと同等に、興奮、幻覚、陶酔その他これらに類する作用を人の精神に及ぼす物で、それを濫用することにより人の健康に被害が生じるおそれがあるものと認められるものを知事が指定し、これらの「薬物」を施策の対象とする。

(3) 県の責務等

- 県の責務・県民の責務を規定する。

(4) 基本的な施策

- ① 県民運動として施策を展開していくために次の対策を実施する。
 - ア 県民への広報・情報提供
 - イ 薬物濫用の防止対策に取り組む民間団体や国等との連携及び協力
- ② 教育・学習・啓発活動の推進、監視・指導・取締りの強化、相談・支援体制の強化等を定めた鳥取県薬物濫用対策推進計画の策定
- ③ 施策を総合的・計画的に推進するための体制の整備
- ④ 薬物の濫用につながる情報の収集・薬物の濫用防止に資する研究の実施
- ⑤ 検査の結果、薬物成分が検出されなかった物でも健康被害を生じさせると疑われる場合は、国、他の自治体と情報共有する。

(5) 薬物濫用防止のための規制

① 禁止行為

学術研究、試験検査など正当な目的で行う場合を除き、次の行為を禁止

- ア 知事指定薬物の製造、栽培、販売・授与、販売・授与の目的での貯蔵・陳列
- イ 知事指定薬物の広告
- ウ 大臣指定薬物又は知事指定薬物の販売・授与目的の購入・受領・所持
- エ 大臣指定薬物又は知事指定薬物の使用、使用目的の購入・受領・所持
- オ 大臣指定薬物又は知事指定薬物の使用場所の提供・あっせん

② 「警告」及び「命令」

- ア 禁止行為を行った場合、当該禁止行為を行わないよう書面により「警告」を発する。
- イ 警告に従わない場合、当該行為の中止、薬物の廃棄その他の措置を講ずるよう命令する。

③ 罰則については、現在、検察庁と協議を行っているところ。

④ 緊急時の勧告

県民の健康に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがあると認めるときは、知事指定薬物として指定する前であっても当該物の製造等の中止を勧告し、その情報を県民へ提供することができる。

(6) 施行期日 公布日。ただし(5)の①から③までについては平成25年7月1日

4. 今後の日程案

2月議会に条例案を提案予定

次期「鳥取県市町村国民健康保険広域化等支援方針」の策定について

平成25年1月21日
医療指導課

1 広域化等支援方針

- ・国民健康保険法第68条の2規定に基づき、都道府県は広域化等支援方針を定めることができることとされている。(平成22年法改正で制度化)
- ・国は広域化等支援方針の策定促進策として、「広域化等支援方針に保険者規模別の目標納率の設定等を定めた場合、普通調整交付金の減額措置を適用しない。」等と定めている。
- ・平成22年に制定、平成25年3月31日で期限到来のため、このたび改正するもの。

2 改正までの経緯

- ・市町村との話し合い 平成24年5月30日、9月3日
- ・市町村アンケート 平成24年7月18日
- ・市町村長へ改正等の意見照会 平成24年10月26日
- ・次期広域化等支援方針策定 平成24年12月28日(市町村からの意見を概ね踏まえて策定)

3 主な改正点

(1) 保険財政共同安定化事業の拡充(国保法改正に伴う改正)

- ① 実施時期は平成27年度から。
- ② H27年度からの保険財政共同安定化事業の全医療費対象化後の県特別調整交付金による拠出超過への財政支援措置は、一定期間経過後は廃止する。
- ③ 廃止までの期間は、国の動向や各市町村の国保財政を勘案して、平成26年度中に決定する。
- ④ 保険財政共同安定化事業の対象医療費拡大による拠出超過の増加を激変緩和するための、県特別調整交付金による財政支援措置は、現行の拠出超過額の2分の1から、拠出超過額と交付金額の1%との差額を補てんすることとし、対象医療費拡大時の拠出超過の負担増を極力抑える。

(2) 事業運営の共同実施について以下の2点を追加

- ・電話健康相談サービスの共同実施の追加
- ・保健担当職員に対する研修

4 広域化等支援方針の概要

【基本的事項】

(1) 支援方針の策定

保険規模が小さいことによる財政の不安定を解消するためには、保険規模の拡大を図り保険リスクを分散させることや事務を効率化させることが効果的である。

また、平成27年度から保険財政共同安定化事業の対象医療費が拡充されることから、その円滑な導入が求められるので、円滑導入に関し必要な事項を記載する。

(2) 対象期間

平成25年4月1日～平成28年3月31日(3年間)

【本県の国保の現況及び将来の見通し】

- ・一人当たり保険給付費は、10年間で246,582円(平成13年度)から329,073円(平成23年度)に33%程度増加。
- ・保険料(税)は市町村間で1.5倍の格差があり、最高85,680円、最低57,121円である。(平成23年度)
- ・県全体の単年度実質収支は、△約7億円(平成23年度)から△約52億円(平成37年度)に悪化する見込み。(現計画策定時(H22年12月)の推計は△56億円)

【県が果たすべき役割】

事業運営の共同実施の調整、保険財政共同安定化事業の拡充の調整、保険者規模別の収納率目標等の県内の標準設定を行う。

【具体的施策】

(1) 保険財政共同安定化事業の拡充（新規）

平成27年度からの対象医療費の拡充までに、県特別調整交付金による拠出超過への補てん制度終了までの経過措置期間等について検討する。

- ① 保険財政共同安定化事業の全医療費対象化後の県特別調整交付金による拠出超過への財政支援措置は、一定期間経過後は廃止する。
- ② 廃止までの期間は、国の動向や各市町村の国保財政を勘案して、平成26年度中に決定する。
- ③ 保険財政共同安定化事業の対象医療費拡大による拠出超過の増加を激変緩和するための、県特別調整交付金による財政支援措置は、現行の拠出超過額の2分の1から、拠出超過額と交付金額の1%との差額を補てんすることとし、一時的な拠出超過の負担増を抑える。

(2) 事業運営の共同実施

- ・ 国民健康保険事業の広報・啓発
- ・ 被保険者証の交付事務の共通化（被保険者証の様式の共通化など）
- ・ ジェネリック医薬品差額通知の共同実施
- ・ 電話健康相談サービスの共同実施（新規）
- ・ 収納担当職員に対する研修会の実施
- ・ 徴収アドバイザーの派遣
- ・ 保健担当職員に対する研修会の実施（新規）

(3) 県内の標準設定

- ・ 保険者規模別の収納率目標（現計画と変更なし）
県は、市町村の目標達成状況に応じて、技術的助言若しくは勧告、又は県特別調整交付金による支援を行う。
- ・ 療養の給付等に要する費用の適正化目標
医療費が著しく高額な市町村は、安定化計画を策定する。

一般被保険者数	収納率目標
5千人未満	95%
5千人以上3万人未満	93%
3万人以上	91%

【具体的施策実施のために必要な市町村相互間の連絡調整】

必要に応じて、市町村国民健康保険広域化等連携会議、作業部会を開催する。

「鳥取県青少年健全育成条例」の一部改正に伴うパブリックコメントの結果について

平成25年1月21日

青少年・家庭課

1 実施結果

- (1) 募集期間 12月21日(金)から1月10日(木)まで
- (2) 周知方法 条例案をホームページで公開するとともに、県庁県民課、各総合事務所県民局、県立図書館及び市町村役場窓口で概要チラシを配架した。また、報道機関への資料提供、関係団体、店舗などへ概要チラシを郵送した。
- (3) 応募件数

郵便	ファクシミリ	電子メール	計
4 (3)	5 (3)	10 (3)	19 (9)

※意見件数。応募者数は括弧書き。

2 主な意見の内容とそれに対する考え方

(1) 賛成意見

意見の概要	県の考え方
①体に悪影響を及ぼす薬物使用をあたかも認めているかのような映像、書物に関する規制が今までなかった事が間違いで、直ちに施行して欲しい。	改正案を2月定例県議会に付議する予定です。
②青少年が薬物に手を染めれば、結果として本人、家族は地獄の苦しみを味わうこととなりますが、国家として重大な損失となります。改正(案)は当然のことでしょう。	
③有害図書指定とその違反者に罰金が科せられることで抑止効果が期待できる。	
④薬物が安易に入手できる時勢にあり、その薬物の乱用がとてつもない危険される。有害図書指定と罰金等の改正に賛成する。厳しく取り締まって欲しい。	
⑤他県が「犯罪を助長する」という広い要件で有害指定しているのに対し、鳥取県は薬物に絞って有害指定基準を限定したことは良いと思います。	

(2) 反対意見

意見の概要	県の考え方
⑥販売側での書籍の閲覧、検閲は現状無理があります。書籍の原作側及び印刷業界も罰則を適用すべきと考えます。一番文句の言いやすい小売り店ばかりをターゲットにしてもらっては困ります。	出版された図書類のうち青少年にとって有害と思われる図書類を、青少年に見せないようにするためには、図書販売の現場の方の協力が不可欠であると考えてるので御理解をいただきたい。
⑦創作物が人を凶悪犯罪者に変えるなどという俗説「強力効果論」は科学的に否定されており、この臭い物に蓋でしかない方策に意味はあるのでしょうか。	青少年は、成年に比べ情報の影響をうけることが大きいことから、青少年に対する情報については一定の制限を行い、青少年を薬物乱用被害から保護することが必要と考えています。
⑧1月1日から薬物に関する図書類の自主規制が施行されたところで、附帯意見があったにせよ、罰則を伴う有害図書指定の新設は時期尚早ではないか。	脱法ハーブを吸って救急搬送された事例が県内でもあり、こういった被害が県内で広がらないよう、青少年条例をより効果の高いものとするため、1月1日に施行された自主規制に、有害図書指定を加えることが必要だと考えています。

(3) その他の意見

意見の概要	県の考え方
⑨興味本位に体験する若者達には、最初は少量でも、次第に溺れてしまった挙げ句、その後の人生がどの様になってしまったかとかの結末がわかる位のコマーシャルを国としても取り上げて欲しい。若者が健全に人生を全う出来るように、みんなで見守ってあげたいと思う。	国（厚生労働省）と鳥取県では薬事担当課において従前より「薬物濫用ダメ、ゼッタイ運動」を実施し、若者に限らず県民一人ひとりが薬物乱用による危害を認識し、薬物の濫用被害に遭わないよう啓発活動を行っています。 今後は「鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例」を制定し、啓発活動を強化するとともに、薬物濫用に対する県独自の規制にも取り組むよう検討しています。
⑩すでに県下でも2件発生ということのなかで、罰金を科すことが必要ですが、販売の時点で、とにかく水際で売らないことを徹底していくことが重要だと考えます。	「鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例」を制定し、薬物そのものの販売等の規制にも取り組むよう検討しています。
⑪自主規制基準と比べて「著しく」が追加されているが、どの程度で「著しく」と判断されるのか。	薬物の入手方法や使用方法について詳細かつ具体的に紹介することにより、薬物の使用を現実的に可能にするようなものを考えています。

3 その他

鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例（案）がまとまり、知事指定薬物の指定を検討することにとともに、鳥取県青少年健全育成条例においても、知事指定薬物に関する規定を更に盛り込むなど追加の改正を検討しており、薬物の濫用の防止に関する条例（案）と一緒にパブリックコメントを実施中である。

意見募集期間：1月11日（金）～1月24日（木）

※下線部分が追加の改正箇所

(1) 知事指定薬物を対象に加えた改正内容

ア 販売等の自主規制の対象の再整理

青少年が使用することをあおり、唆し、又は助けるとして販売等の自主規制をしていただく図書類が扱う対象薬物に向精神薬を加えるとともに、いわゆる脱法ドラッグの中で鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例により知事が指定する薬物を明記する。

自主規制の対象（現行）	改正案（左に追加）
ア 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤 イ トルエン、酢酸エチル又はメタノールを含むシンナー、接着剤、塗料その他の物 ウ 薬事法（昭和35年法律第145号）第2条第14項に規定する指定薬物 エ アからウまでに掲げるもののほか、人の精神の興奮若しくは抑制又は幻覚若しくは催眠の作用を有し、人の身体にみだりに使用すると健康に被害を生ずるおそれのある物	<ul style="list-style-type: none"> ・向精神薬 ・<u>鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例（平成25年鳥取県条例第〇号）第2条第7号の規定により知事が指定する薬物（以下「知事指定薬物」という。）</u>

イ 有害図書の指定対象の拡大

薬物の乱用を誘発・助長する内容の図書類を有害図書の指定対象に加え、当該有害図書を青少年に販売した者及び自動販売機に収納した者には、30万円（常習者は50万円）以下の罰金を課すこととする。

なお、有害図書として指定する際は、鳥取県青少年問題協議会の意見を聴くこととする。

有害図書（現行）	改正案（左に追加）
①著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもので、規則で定める基準に該当するもの ②著しく青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもので、規則で定める基準に該当するもの	著しく青少年による次に掲げる物の使用を誘発し、又は助長し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもので、規則で定める基準に該当するもの ア 麻薬、向精神薬、大麻、あへん又は覚醒剤 イ トルエン、酢酸エチル又はメタノールを含有するシンナー、接着剤、塗料その他の物 ウ 薬事法第2条第14項に規定する指定薬物 エ 知事指定薬物

ウ 場所の提供等の禁止

法で禁止されている向精神薬の譲渡しなどに係る場所を提供する行為を禁止し、違反者には6月以下の懲役又は30万円以下の罰金を課すこととする。

場所の提供等が禁止されている行為（現行）	改正案（左に追加）
①みだらな行為又はわいせつな行為 ②と博又は暴行 ③麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の使用 ④トルエン又は酢酸エチル、トルエン若しくはメタノールを含有するシンナー、接着剤、塗料若しくは閉そく用若しくはシーリング用の充填剤をみだりに摂取し、又は吸引すること。 ⑤喫煙又は飲酒	・麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の譲渡し ・大麻の栽培 ・向精神薬の譲渡し ・薬事法第2条第14項に規定する指定薬物（同法第14条第1項の規定による承認を受けて販売されるものを除く。）の販売又は授与 ・知事指定薬物の販売又は授与